宮城県の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（6年1月1日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 2,242,389	千円 1,008,373,713	千円 1,762,212	千円 201,474,026	% 20.0	% 19.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給　与　費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
5年度	人 22,685	千円 95,378,480	千円 21,679,491	千円 38,884,714	千円 155,942,685

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
千円 6,874	千円 6,872

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

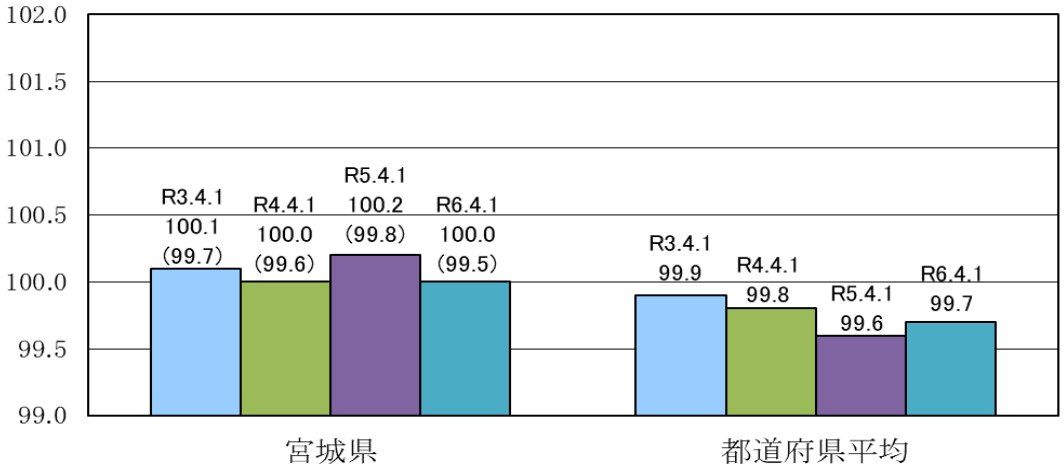

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和6年度	円 375,360	円 364,533	円 10,827	% 2.99	% 2.99	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月 4.60	月 4.50	月 0.10	月 0.10	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】
国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)
平成27年4月1日
(内容)
行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号俸については据え置き、3級以上の級の高位号俸については最大4%程度引下げ。激変緩和のため，3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施(医療職給料表(一)を除く)。

②地域手当の見直し

（支給割合）

国基準の支給割合の範囲内で支給

支給対象地域	宮城県の支給割合											
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
東京都千代田区	18 %	18 %	18.5 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
大阪府大阪市	15 %	15 %	15.5 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %
愛知県名古屋市	12 %	13 %	14 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %
宮城県仙台市	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %	4.5 %
宮城県多賀城市	1.5 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %	2 %
宮城県名取市		1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %	1.5 %
宮城県宮城郡利府町												
宮城県富谷市												
上記以外の県内市町村												

支給対象地域	国基準の支給割合											
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
東京都千代田区	18 %	18 %	18.5 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %	20 %
大阪府大阪市	15 %	15 %	15.5 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %	16 %
愛知県名古屋市	12 %	13 %	14 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %
宮城県仙台市	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
宮城県多賀城市	3 %	5 %	7 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %
宮城県名取市		3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
宮城県宮城郡利府町												
宮城県富谷市		4 %	5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
上記以外の県内市町村	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

（実施時期）

平成27年4月1日

③その他の見直し

単身赴任手当の加算額及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）